

札幌市保育支援者配置補助事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正令和 5 年 12 月 26 日

一部改正令和 8 年 7 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る。以下「保育支援者」という。）を、保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的として行われる「札幌市保育支援者配置補助事業」について、札幌市補助金等交付規則(令和 8 年規則第 24 号。以下「規則」という。)並びに「保育人材確保事業の実施について（令和 6 年 5 月 30 日こ成保第 312 号こども家庭庁成育局通知）」の「保育体制強化事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、次条以下の補助要件に該当し、かつ補助することが必要と認められる補助交付対象事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助交付対象事業者)

第 3 条 この要綱において、補助の対象とする事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める札幌市内に所在する事業所のうち、次条に定める補助交付対象者を配置した事業所（以下「事業所」という。）の設置者をいう。

- (1) 保育支援者（本体）（保育支援者のうち、次条第 2 号に定める業務に従事する者（以下「スポット支援員」という。）を除く）

- ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所
- イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する幼保連携型認定こども園

- (2) スポット支援員

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- オ 認定こども園法第2条第6項に規定する幼保連携型認定こども園
- カ 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和5年条例第5号）第2条第2項第1号に定める幼稚園型認定こども園

（補助交付対象者）

第4条 この要綱における、補助の対象者（以下「対象者」という）は、前条に定める事業者が配置した保育支援者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの業務に従事する者とする。

（1） 保育支援者（本体）

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
- イ 給食の配膳及びあとかたづけ
- ウ 寝具の用意及びあとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ その他保育士の負担軽減に資する業務

（2） スポット支援員

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化等を行う。

（補助金の交付要件）

第5条 市長は、次の各号に定める要件の全てを満たす事業者に対し、対象者の配置に要する経費の一部を補助する。

- （1） 平成31年4月1日以後、新たに対象者を配置したこと。
- （2） 本事業は、保育士の負担軽減を図ること等を目的としているため、保育支援者を配置する事業所は、札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。
- （3） スポット支援員を保育支援者（本体）と合わせて配置する場合は、当該保育支援者（本体）とは別に配置すること。

（補助交付対象経費）

第6条 補助金の交付対象経費は、補助対象事業に要する次の各号に掲げるものとする。

- （1） 報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費

(2) 役務費、委託料その他市長が適当と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助金は、次の各号に定める区分ごとに交付する。

(1) 保育支援者（本体）

1 時間当たり 450 円を対象者の月の総勤務時間数に乗じた額とし、事業所 1 箇所当たり月額 10 万円を上限とする。

(2) スポット支援員

1 時間当たり 450 円を対象者の月の総勤務時間数に乗じた額とし、事業所 1 箇所当たり月額 4 万 5 千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が必要と認める書類を添付して、毎年度、市長へ申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について審査を行い、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金の交付申請を行った事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算交付)

第10条 市長は、前条により交付額を決定したときは、事業者の申出に基づき、概算交付することができるものとする。年度途中で事業所を開設した事業者への補助金の概算交付は、市長が別に定める。

(補助金の使途)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、対象者に係る、第6条に定める経費として、当該事業を実施しなければならない。

(事業実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業が終了したときは、札幌市保育支援者配置補助事業費補助金実績報告書（以下、「実績報告書」という。）をもって、必要書類を添付し、市長へ報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、事業者に通知する。

(補助金の精算)

第 14 条 市長は、事業者に対し、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、申請者が規則第 17 条第 1 項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、第 13 条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から 納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 1 項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 17 条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 18 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳

簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第 19 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 24 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。